

2019年度 第7回理事会次第

日 時：2020年3月22日（日）10：00～

会 場：千葉県社会福祉センター中会議室

1. 出席者及び資料の確認

2. 開 会

3. 会長挨拶

4. 議 題

(1) 会長と三役会からの報告

- ① 理事会の開催方法について
- ② 2020 大人の文化祭中止（2/22 開催予定）
- ③ 選挙結果について

(2) 各委員会報告事項に対する質疑

（事前送付資料によりご確認ください）

(3) 議事

- ① ぱあとなあの規程変更について
- ② 次年度事業計画と予算について

5. 閉 会

次回理事会予定 第1回理事会：2020年5月10日（日）10：00～

場 所：千葉県社会福祉士会 事務局会議室

【報告事項】

1 点と線発行の進捗

第102号 3月13日発送

発送先 会員 1053部

福祉事業所 874部 養成校 240部 関係機関 260部

※メール登録会員へはメール配信 445通

① 会員向けの発送作業を中止し、関係機関宛での発送を委託している福祉作業所へ追加委託

・(毎号) 会員の交流機会も兼ね、発送作業を会員へ参加を呼びかけて実施している。10~20名程

・コロナ感染拡大防止のため中止

・福祉事業所への発送(8,866円)に会員向け発送(9,798円)追加委託

印刷費用 ネット印刷に切り替えたことで減額した印刷費支出残額内で対応

② ▶特集「被災地支援」

・被災地の社会福祉として思うこと・災害ボランティアで出会った沢山の方々へ・民間支援団体に聞いてみた・専門性の発揮と土砂かき・所感(自ら関わることで見えること)

▶社会福祉士のわ ▶拡大地域集会 ▶頑張ろう千葉 ▶事務局便り

2 千葉県社会福祉士会パンフレット

以前、ご意見いただきリニューアルしたパンフレットを12月から新入会員、転入会員に資料配布時郵送しています。

今後、新たな会員と知り合うような機会がありましたら、ぜひご活用ください。

(例) 大人の文化祭、このゆびと~まれ、基礎研修等

[研修委員会]

《報告》 研修啓発部会

1、2019年度基礎研修 報告

基礎研修Ⅰ（受講人数 46 名）

令和1年8月31日（土） 修了

令和2年2月9日（日） 修了

基礎研修Ⅱ（受講人数 51 名）

① 令和1年 5月26日（日）ソーシャルワーク系理論系科目Ⅰ 修了

② 令和1年 6月16日（日）ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 修了

③ 令和1年 7月21日（日）ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 修了

④ 令和1年 8月25日（日）地域開発・政策系科目Ⅰ 修了

⑤ 令和1年 9月29日（日）地域開発・政策系科目Ⅰ 修了

⑥ 令和1年10月20日（日）人材育成系科目Ⅰ 修了

⑦ 令和1年11月17日（日）権利擁護・法学系科目Ⅰ 修了

⑧ 令和1年12月 8日（日）権利擁護・法学系科目Ⅰ 修了

⑨ 令和2年 1月12日（日）実践評価・実践研究系科目Ⅰ 修了

⑩ 令和2年 2月16日（日）実践評価・実践研究系科目Ⅰ 修了

基礎研修Ⅲ (受講人数 44 名)

- ① 令和1年5月25日(土) 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 修了
- ② 令和1年6月15日(土) 実践評価・実践研究系科目Ⅰ及び
ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 修了
- ③ 令和1年7月20日(土) 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 修了
- ④ 令和1年8月24日(土) 権利擁護・法学系科目Ⅰ 修了
- ⑤ 令和1年9月28日(土) 地域開発・政策系科目Ⅰ 修了
- ⑥ 令和1年10月19日(土) 地域開発・政策系科目Ⅰ 修了
- ⑦ 令和1年11月16日(土) サービス管理経営者科目Ⅰ 修了
- ⑧ 令和1年12月 7日(土) サービス管理経営者科目Ⅰ 修了
- ⑨ 令和2年 1月11日(土) 人材育成系科目Ⅰ 修了
- ⑩ 令和2年 2月15日(土) 人材育成系科目Ⅰ 修了

2、研修委員会 日程：令和1年3月1日(日) 10:00~12:00

会議を予定していたが、新型コロナウイルス防止のため中止、
来年度の基礎研修の予定日程は担当理事一任となった。

(2020年度 最終 基礎研修日程、会場 参照)

3、ジェイシー教育研究所 今年度 国家試験解答解説各担当へ作成依頼中

2020年度基礎研修Ⅰ日程（最終2020.2.26現在）

	事前課題	提出期限 7月24日(金)		
1	集合研修①	9月12日 (土)	生涯研修制度独自科目 ソーシャルワーク理論系科目 Ⅰ	千葉県経営者会館
	事前課題(中間)	提出期限 11月27日(金)		
2	集合研修②	2月7日(日)	ソーシャルワーク理論系科目 Ⅰ 権利擁護・法学系科目Ⅰ	千葉県経営者会館

2020年度基礎研修Ⅱ日程

1	集合研修①	5月24日(日)	ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	ホテルリブマックス
2	集合研修②	6月14日(日) (9:30~12:40)	ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	県社協研修センター
3	集合研修③	7月19日(日)	ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	千葉県経営者会館
4	集合研修④	8月23日(日)	地域開発・政策系科目Ⅰ	県社協研修センター
5	集合研修⑤	9月27日(日)	地域開発・政策系科目Ⅰ	県社協研修センター
6	集合研修⑥	10月11日(日)	人材育成系科目Ⅰ	千葉県経営者会館
7	集合研修⑦	11月15日(日)	権利擁護・法学系科目Ⅰ	県社協研修センター
8	集合研修⑧	12月6日(日)	権利擁護・法学系科目Ⅰ	千葉県経営者会館
9	集合研修⑨	1月10日(日) (9:30~19:30)	実践評価・実践研究系科目Ⅰ	県社協研修センター
10	集合研修⑩	2月14日(日)	実践評価・実践研究系科目Ⅰ	千葉県経営者会館
予備		3月7日(日)		千葉県経営者会館

2020年度基礎研修Ⅲ日程

1	集合研修①	5月23日(土)	実践評価・実践研究系科目Ⅰ	ホテルリブマックス
2	集合研修②	6月13日(土)	実践評価・実践研究系科目Ⅰ ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ	県社協研修センター
3	集合研修③	7月18日(土)	実践評価・実践研究系科目Ⅰ	千葉県経営者会館
4	集合研修④	8月22日(土)	権利擁護・法学系科目Ⅰ	県社協研修センター
5	集合研修⑤	9月26日(土)	地域開発・政策系科目Ⅰ	県社協研修センター
6	集合研修⑥	10月10日(土)	地域開発・政策系科目Ⅰ	千葉県経営者会館
7	集合研修⑦	11月14日(土) (9:30~19:30)	サービス管理・経営系科目Ⅰ	県社協研修センター
8	集合研修⑧	12月5日(土)	サービス管理・経営系科目Ⅰ	千葉県経営者会館
9	集合研修⑨	1月9日(土)	人材育成系科目Ⅰ	県社協研修センター
10	集合研修⑩	2月13日(土)	人材育成系科目Ⅰ	千葉県経営者会館
予備		3月6日(土)		千葉県経営者会館

【添付資料】

- ・一般社団法人千葉県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ千葉」運営規程（改正案）
- ・一般社団法人千葉県社会福祉士会ぱあとなあ千葉名簿登録規程（改正案）
- ・一般社団法人千葉県社会福祉士会ぱあとなあ千葉報酬助成に関する規程（案）
- ・一般社団法人千葉県社会福祉士会ぱあとなあ千葉受任会費に関する規程（案）
- ・法人後見事務執行者に対する報酬に関する提案

○ 第6回運営委員会報告

日時：2020年2月3日（水） 18:00～ 20:40

場所：千葉県社会福祉士会事務局会議室

出席：今川、小川、奥野、朽名、四ノ宮、高美、田中、中山、服部、古澤、吉田

I 報告事項

1) 委員長報告

① 被後見人等の関係書類の管理について

千葉家裁と協議。解任事案に該当していない。

今後、同様の問題が発生しないよう周知してほしいとの話があり、ぱあとなあ千葉ニュースで発信した。

② 千葉家裁との打ち合わせ 1月28日 午後3時～

後見報酬の考え方について

- ・最高裁は東京高裁、大阪家裁と検討を進めているが具体的な進捗はない。
- ・2020年4月から申立の書式が変更になる。

③ ぱあとなあ千葉の報酬助成制度に関する千葉名簿登録規程改正案等は否決された。

今後、次回の理事会の前に、全理事に対する意見徴収を行ない、それを踏まえてぱあとなあ千葉運営委員会で検討の上、次回の理事会に規程類の改廃・新設の再提案を行なうことが確認された。

④ 第6回理事会（1/26）で2020年度予算案についてヒアリングをうけた。

2) 部会報告

① 研修部会

- ・1月11日（土）に最後の必須登録研修を実施：参加者72名
- ・来年度事業の予定について 担当者：必須研修（佐野）、レベルアップ研修（越後谷・服部）、活用講座（福島）、千葉サポート（亀田）、事例検討（亀田・サポート；吉田）養成研修（朽名）

② コーディネート部会

- ・7月に辞任された方からの再度受任申し出の取扱いについて⇒慎重な対応を求める。
- ・ささえあい制度申請案件（4件）について部会としては助成可と結論。
- ・コーディネート部員の募集を行っている。候補者がでている。

③ 業務管理部会

- ・定期報告書の様式変更：2ヶ所（右肩の年数、報酬受領先の表記）

④ 未成年後見：前年受講者の名簿を日本会に提出

II 議題

1) ささえあい制度に変わる新しい報酬（助成）制度について

- ・次回理事会の前に、規程類の改廃・新設に関して、全理事に意見聴取するための運営委員会（案）として、「名簿登録規程」改正案、「報酬助成細則」案、「受任会費細則」案の内容を確認する。細則については、「運営委員会が定め、理事会に報告する」「運営委員会が提案し、理事会が定める」等の3案を提示することとする。

- ・理事の意見を踏まえ、3月14日の運営委員会で再提案の内容を固め、次回理事会（3月22日）で審議、承認を求める。

2) 2020年度予算について

・ヒアリングの指摘事項

- ・ぱあとなあ千葉は200万円程度の赤字、収支のバランスを考えてほしい。
- ・電話相談について、経費削減にむけて実施方法を検討すべき。
- ・名簿登録研修の受講費を6,000円にしてもらいたい。

（確認事項）

- ・運営委員会の日当はなし。
- ・コーディネートの経費は、日当支給方式から1件当りの支給方式に変更する。
- ・登録員のしおり関係はカット
- ・千葉サポートの講師謝礼は10,000円据え置き、参加費の1,000円据え置き。
- ・未成年後見関係の予算として70,500円を申請している。
- ・予算申請案について再度見直しのうえ、運営委員に配信する。
- ・その他の意見：名簿登録料について、ぱあとなあ千葉の収入とするべし。

（補足：日本会への登録員負担金は支出に計上されている）

3) 全体会について

- ・3月14日（土）13時30分～16時 時間配分については別途連絡。

4) ささえあい制度申請案件について

- ・No.2, 3について、助成期間の最大は12ヶ月のため、助成額は12万円。
- ・No.1, 4についても助成額は12万円です承。

【理事会決議・承認依頼事項】

- ① ささえあい制度に変わる新しい報酬助成制度創設に関する規程類の改廃・新設について
- ② ささえあい制度申請案件の了承について（資料は当日に配布します）
- ③ 法人後見の事務執行者に対する報酬に関する提案について

上記①～③について、ご検討、ご承認をお願いいたします。

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という）組織規程（規程第3号）および同委員会の設置及び運営に関する規程（規程第4号）に基づき設置される、社会福祉士の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するための権利擁護に関する事業を実施する「権利擁護センターぱあとなあ千葉」（以下、「ぱあとなあ千葉」という）の運営に関し必要な事項を定める。

（会員）

第2条 ぱあとなあ千葉の会員は、ぱあとなあ千葉が定める登録員および準登録員をもって構成し、第6条に定める運営委員をもって一般社団法人千葉県社会福祉士会委員会の設置及び運営に関する規程第12条に規定する委員とする。

2 「登録員」とは、本会正会員であって、成年後見人養成研修（委託集合研修、通信研修、都道府県社会福祉士会研修）を修了し、一般社団法人千葉県社会福祉士会ぱあとなあ千葉名簿登録規程（規程第22号）（以下、「名簿登録規程」という）に定める手続きを経て、「成年後見人等候補者名簿（以下、「ぱあとなあ名簿」という）に登録した者をいう。

3 「準登録員」とは、「登録員」以外の本会正会員であって、前項の成年後見人養成研修を修了し「ぱあとなあ名簿」に登録していない者、養成研修を受講中の者、今後養成研修を受講し「ぱあとなあ名簿」に登録する意思を有する者、および「ぱあとなあ千葉」の事業目的に賛同し「ぱあとなあ千葉」の活動に積極的に参加する熱意を有する者で、ぱあとなあ千葉所定の申込書を本会に提出した者をいう。

（事業内容）

第3条 「ぱあとなあ千葉」は、次に掲げる事業を行う。

（1）権利擁護に関する相談事業

（2）権利擁護に関する調査、研究および普及活動に関する事業

（3）成年後見人等候補者の養成に関する事業

（4）成年後見人等候補者の名簿登録に関する事業

（5）成年後見人等および成年後見監督人等の候補者の紹介に関する事業

（6）法人後見、法人後見監督に関する事業

（7）登録員に対する報酬助成事業

（8）（1）から（7）の各事業に関連する、登録員の支援および指導に関する事業

（9）その他関連する事業

（苦情対応）

第4条 本事業における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

2 苦情申し立ての手続きおよび対応は、本会の苦情対応関連規程に基づいて実施する。

（賠償保険）

第5条 本会は、第3条に定める事業実施のため、社会福祉士賠償責任保険（Bプラン、法人プラン）に加入する。

- 2 第3条第1項第6号の事業を実施するときは、同（Bプラン・法人プラン）および同（Cプラン・成年後見業務）に加入するものとする。

（運営委員会）

第6条 ぱあとなあ千葉は、第3条に定める事業を推進するため、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は18名以内の登録員をもって組織し、委員は次に掲げる者の中から理事会の承認を得て本会会長が委嘱する。

（1）本会「ぱあとなあ千葉」担当理事

（2）「登録員」であって権利擁護および成年後見制度に関して相当の識見と熱意があると認められる者

（運営委員長）

第7条 運営委員長は、運営委員に委嘱された本会「ぱあとなあ千葉」担当理事の職にある者の中から、理事会において選任する。

- 2 運営委員長は、運営委員会を代表し、「ぱあとなあ千葉」の運営を統括する。
- 3 運営委員長は、事業および運営について本会理事会に報告する。

（副委員長）

第8条 運営委員会に2名以内の副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は、委員の互選によって選任するものとする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（任期）

第9条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、連続して4期を超えて委嘱されることはできないものとする。

- 2 任期途中に就任した委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

（会計）

第10条 運営委員会に2名以上の会計担当者を置くものとする。

- 2 会計担当者は「ぱあとなあ千葉」の会計に関する事務を遂行する。

（会議）

第11条 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。
- 3 運営委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を運営委員会に出席させて意見を求めることができる。
- 4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は、運営委員長の決するところによる。
- 5 議事録は、運営委員会の開催毎に作成し、本会事務局に常備し閲覧に供する。関

運営規程・名簿登録規程改正案（第7回理事会）

覧の場所、方法等については、一般社団法人千葉県社会福祉士会情報公開規程（規程第13号）第4条、第5条（第2項を除く）の規定に準ずる。

（部会の設置）

第12条 運営委員会は、部会を設置することができる。

- （1）研修部会
- （2）コーディネート部会
- （3）業務管理部会
- （4）リスクマネジメント部会

（5）報酬助成審査会

（6）その他事業の推進に必要な部会

- 2 各部会は、運営委員長が指名した運営委員および委員長、副委員長のいずれか1名以上により構成する。
- 3 部会長は、運営委員の中から運営委員長が指名し、部会の業務を統括する。
- 4 部会に付託された事項は、部会の検討結果を運営委員会に報告し、その承認を得なければならない。

（名簿登録料）

第13条 登録員は、名簿登録料として、毎年度10,000円を納付しなければならない。

但し、当該年度10月1日以降に新規に名簿登録された者についてはこれを5,000円とする。

- 2 準登録員の名簿登録料は、年1,000円とする。但し、名簿登録料を2年以上継続して滞納した者は、準登録員としての資格を失うものとする。
- 3 本会は、名簿登録料を下記の費用に充てる。
 - （1）ばあとなあ千葉の運営費
 - （2）日本会の「都道府県社会福祉士会負担金
 - （3）ばあとなあ保険の基礎保険料および被害者救済基金拠出金

（受任会費）

第14条 登録員は、受任している法定後見案件および任意後見案件（以下「受任案件」という）について、毎年、名簿登録規程第11条に定める2月の定期報告における1月末の受任案件数に応じた受任会費を納付しなければならない。

- 2 受任会費は、受任案件1件につき2,000円とする。登録員1人の受任会費総額の上限は、年度毎に30,000円とする。
- 3 受任会費は、第15条に定める報酬助成およびそれに付随する事務費用に充てることができる。
- 4 受任会費の納付に関する規程は別にはばあとなあ千葉運営委員会が提案し、理事会が定める。

（報酬助成）

第15条 登録員の受任案件において、やむを得ない事情により、受領できる後見人等成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人の等報酬が年額150,000円未満となった場合には、ばあとなあ千葉は、当該登録員の請求に基づき、請求事情を審査の上、報酬助成することができる。

- 2 報酬助成の請求要件、手続き等の規程は別にはばあとなあ千葉運営委員会が提案し、理事会が定める。

（委任）

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

（改廃）

第17条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

1 この規程は、制定の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し令和2年4月1日から適用する。

2 前項の規程にかかわらず、第14条の受任会費の納付については、令和3年2月の定期報告分から適用する。

3 第1項の規程にかかわらず、第15条の報酬助成の実施については、令和2年度中に受任案件に対して、令和3年4月1日以後の請求分から適用する。

4 この規程の施行後3年を目処として、受任会費及び報酬助成の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（目的）

第1条 本規程は一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会という」）権利擁護センターぱあとなあ千葉（以下、「ぱあとなあ千葉」という。）運営規程（規程第21号）に基づき、所属する会員による適切な成年後見業務の執行を確保することを目的として、ぱあとなあ千葉運営規程第3条第1項第4号から第7号の事業の実施について必要な事項を定める。

（ぱあとなあ名簿への登録）

第2条 本会は、次の各号に掲げる者を、その申請に基づき、第8条に定める審査を経て、成年後見人等候補者名簿（以下、「ぱあとなあ名簿」という。）に登録するものとし、登録された者を、ぱあとなあ千葉運営規程第2条第2項に定める「登録員」とする。

- （1）所属する会員で、成年後見人養成研修（委託集合研修）の修了者
- （2）所属する会員で、成年後見人養成研修（通信研修）の修了者
- （3）所属する会員で、成年後見人養成研修（都道府県社会福祉士会研修）の修了者

2 本会は、前項に規定するぱあとなあ名簿への登録に際し、必要な研修の受講、およびぱあとなあ千葉運営委員会（以下、「運営委員会」という）が別途定める事項を条件とすることができる。

（ぱあとなあ名簿登録事項）

第3条 本会は、ぱあとなあ名簿への登録を次の各号の内容をもって行う。

- （1）申請者の氏名、生年月日、住所
 - （2）申請者の会員番号、成年後見人養成研修受講者番号
- 2 本会は、必要に応じて前項規定する以外の項目を名簿登録事項とすることができる。この場合は、名簿登録申請者にあらかじめ告知し、同意を得るものとする。
- 3 登録員は、ぱあとなあ名簿登録事項に変更があった場合には、変更内容を速やかに本会に届けなければならない。

（登録の抹消）

第4条 本会は、後見等受任中および法人後見の事務執行者に就任中であるときを除き、登録員から登録抹消の申請があった場合は、当該登録員をぱあとなあ名簿から抹消するものとする。

2 登録抹消申請者が、第5条第1項第3号または第4号に該当するときは登録抹消に応じず、同条同項に基づきぱあとなあ名簿から削除することができる。

（登録の削除）

第5条 本会は、登録員のうち次の各号に該当する者は、ぱあとなあ名簿から削除するものとする。

- （1）本会の正会員資格を喪失した者
- （2）**ぱあとなあ千葉運営規程第13条、第14条に定める名簿登録料、受任会費の未納があり、納入督促に応じない者**
- （3）「一般社団法人千葉県社会福祉士会会員の懲戒に関する規則（規則第6号）」により戒告以上の懲戒処分を受けた者
- （4）民法846条の解任および民法847条の欠格事由に相当する者

運営規程・名簿登録規程改正案（第7回理事会）

2 本会は、前項の規定によりばあとなあ名簿から削除した者について、その事実を家庭裁判所に報告することができる。

（再登録）

第6条 本会は、第4条に基づき登録を抹消した者から再登録の申請があったときは、第8条に定める審査を経て、ばあとなあ名簿に再登録することができる。

2 本会は、第5条第1項に基づき登録を削除された者が、その理由を解消して再登録の申請をしたときは、第8条に定める審査を経て、ばあとなあ名簿に再登録することができる。但し、この場合は理事会の承認を経なければならない。

（ばあとなあ名簿の登録期間および名簿登録更新）

第7条 ばあとなあ名簿登録の有効期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録初年度については、登録日からその直近の3月31日までとする。

2 登録員の次年度の更新申請は、各年度の2月1日から同月末日までの期間に行うものとする。

3 本会は、ばあとなあ名簿の登録更新にあたって、前登録期間に1回以上更新研修を受講していることを条件とすることができる。

（審査）

第8条 本会は、名簿登録、更新、再登録申請に基づき、当該年度の登録を認めるか否かにつき、ばあとなあ千葉において審査する。

2 審査は、原則として4月に行い、登録日は各年度の4月1日とする。年度途中の審査については、別に運営委員会が定める。

3 審査は、次に掲げる項目について総合的に評価し、ばあとなあ名簿への登録、更新の可否を決定するものとする。

（1）千葉県社会福祉士会会費および**ばあとなあ千葉運営規程第13条、14条に定める**名簿登録料等、受任会費の納入状況

（2）日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険（Cプラン・成年後見業務）（以下、「ばあとなあ保険」という。）の保険料の納入状況

（3）苦情申立てまたは裁判などの有無およびその状況

（4）過去のばあとなあ名簿からの登録削除の有無およびその事情

（5）ばあとなあ千葉が実施する研修等の受講状況および活動報告の状況

4 審査によりばあとなあ名簿への登録および更新を認められないとされた者については、理事会の承認を経て家庭裁判所にその事実を報告することができる。

5 登録、更新を認められない者に対しては、理由を付して通知する。

（他県登録員の移動）

第9条 他の都道府県社会福祉士会において第2条に定める登録員に相当した者が本会の正会員となった場合、ばあとなあ千葉の「登録員」となるためには、第2条に定める手続きを経なければならない。

2 前項の移動が第11条の名簿登録料納付後の場合、当該年度の名簿登録料はこれを徴収しない。

（登録員の義務）

第10条 登録員は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下、「日本会」という）の定める社会福祉士の倫理綱領および行動規範を遵守し、後見等活動に従事しなければならない。

2 登録員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）第12条に定める活動報告を行うこと

（2）ばあとなあ保険に加入すること

（3）本会が行う研修等を受講し、研鑽に努めること

運営規程・名簿登録規程改正案（第7回理事会）

- －本会が原則として年に2回以上実施する必須登録員研修のうち、少なくとも1回は必ず受講すること
 - －その他本会が実施する各種研修について、別に運営委員会が定める受講基準を満たすこと
 - －これらの受講基準を満たさない者の取扱いについて、別に運営委員会で定める
- （4）ばあとなあ名簿登録内容を、日本会、家庭裁判所及び成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体に提供することを承認すること。
- （5）本会およびばあとなあ千葉の指導・助言を尊重し、その内容実現に努力すること。
- （6）業務遂行上知り得た情報について、社会福祉士の倫理綱領および社会福祉士の行動規範に従い、秘密保持すること。

（活動報告）

第17条 登録員は、本会に対して年1回活動報告書を提出しなければならない（以下、「定期報告」という）。この定期報告は、各年度の2月1日から同月末日までの間に行うものとする。

2 登録員は、次の各号に該当するときは、前項の規定に拘わらず活動報告書を提出しなければならない（以下、「随時報告」という）。

- （1）定期報告以外の報告が必要と認められるとき
- （2）後見等活動を開始したとき（任意後見監督人が選任されたときを含む）
- （3）後見等活動を終了したとき。および、引き継ぎ事務が完了したとき
- （4）任意後見契約を締結したとき
- （5）任意後見契約を締結しようとするとき（任意後見契約の締結に伴う任意代理の委任契約の締結を含む）

3 前2項の活動報告の項目について、運営委員会が別に定める。

4 登録員は、運営委員会が必要とみとめて面談（グループ面談含む）を要請した場合は必ずこれに応じ、活動状況の報告および運営委員会が必要とする書類を提出しなければならない。

（登録員に対する支援）

第12条 本会は、登録員が質の高い適正な成年後見事務を遂行できるよう必要な支援を提供するものとする。

2 本会は、第12条に定める活動報告を点検し、活動実態の把握と必要な指導助言を行うものとする。

3 本会は、初回受任者に対して、各々の登録員が家庭裁判所に提出する受任直後の事務報告書（就職時）および1年後に提出する初回報酬付与申立書および後見事務報告書に関して、登録員からの相談に応じ、適切な指導を行うものとする。

4 本会は、登録員の相談に応じ、登録員を支援するために、活動状況を把握できる体制を整備し、適宜登録員の活動状況把握に努める。

（名簿の管理と活用）

第13条 ばあとなあ名簿は、本会の管理のもとにおくものとする。

2 本会は、ばあとなあ千葉運営規程第3条に規定する事業の遂行のため、次の各号に掲げる機関へばあとなあ名簿を提出することができる。

- （1）管轄する家庭裁判所
- （2）日本会

3 本会は、各登録員の活動状況について、必要な事項を前項に規定する機関へ報告することができる。

（改廃）

第14条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

運営規程・名簿登録規程改正案（第7回理事会）

附 則

（施行期日）

1 この規程は、制定の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

（研修実施の留保）

2 第2条第1項第3号の研修（成年後見人養成研修・都道府県研修）については、平成25年度は実施しないものとする。

3 第7条第3項の研修（更新研修）については、平成25年度は実施しないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、制定の日から施行し平成25年10月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、改正の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 第2条第1項第3号の研修（成年後見人養成研修・都道府県社会福祉士会研修）については、平成27年度は実施しない。

3 第7条第3項の更新研修については、当分の間、必須登録員研修をこれにあてる。

附 則

（施行期日）

1 この規定は、改正の日から施行し令和2年4月1日から適用する。

権利擁護センターぱあとなあ千葉 受任会費に関する**規程**（案）

＜制定＞令和2年4月1日

（目的）

第1条 本**規程**は、**一般社団法人千葉県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ千葉」運営規程**（規程第21号、以下「**運営規程**」という。）第14条に定められている受任会費につき、その納付および管理に関する具体的な事柄を定める事を目的とする。

（対象受任案件）

第2条 受任会費の納付の対象となる受任案件は以下の各号とする

- 1) 法定後見（成年後見人、保佐人、補助人として活動中である）案件
- 2) 任意後見（監督人の選任を受けて、任意後見人として活動中である）案件

（受任案件数の報告）

第2条 各登録員の受任案件数は、各登録員の申告による。この申告は、毎年2月に義務づけられている定期報告の成年後見（監督）活動報告書（様式3）の「2. 現在の活動状況」における「成年後見人等（個別報告1）」の「(1)後見」「(2)保佐」「(3)補助」および「任意後見人等（個別報告3）」の「3. 監督人の選任を受けて、任意後見人として活動中」の合計件数とする。

（受任会費）

第4条 受任会費は、次の計算式による

登録員1人の受任会費（年） = 2,000円 × 第3条に定める「受任案件数」

- 2 登録員1人の受任案件数が15件を超える場合、前項にかかわらず受任会費は30,000円とする。
- 3 受任会費は、運営委員会が指定する方法で、指定期日までに納付しなければならない。
- 4 2月のぱあとなあ千葉の定期報告後に登録員が名簿登録を抹消する場合においても、当該報告の受任案件に関する受任会費は納付しなければならない。
- 5 一旦納付した受任会費は、ぱあとなあ千葉の責に帰する原因のある場合を除き、返還しないものとする。

（受任案件の除外）

第5条 第2条、第3条及び第4条の規定にかかわらず、以下の各号の何れかに該当する案件は受任中案件数から除外することができる。

- ① 家庭裁判所が決定する報酬額が年額15万円に満たない
 - ② 受任後の期間が浅く、報酬付与審判が決定されていない
 - ③ 任意後見案件で、報酬額が年額15万円に満たない。
- 2 前項の除外は登録員からの申請によるものとし、除外の適用を受けようとする者は、**ぱあとなあ運営委員会**が定める受任会費に関する免除申請書に必要事項を記載のうえ以下の必要書類を添付して、毎年2月の定期報告時に提出しなければならない。

【必要書類】

- ② 報酬付与審判が決定している場合、過去1年間に家庭裁判所が発行した報酬付与審判書の謄本の写（本人の住所・氏名をマスキングしたもの）
 - ③ 任意後見案件の場合、任意後見契約前報告書の写（本人の住所・氏名をマスキングしたもの）
- 3 受任会費除外適用の可否は、報酬助成審査会で審査し、運営委員会で決定する。

（残金の管理と報告）

- 第6条 本会費の用途は**運営規程第14条第3項**に定める通り、報酬助成およびそれに付随する事務費用に充てることができる。従って、納付された受任会費から報酬助成金等を支出した残金は、受任会費繰越金として別途に管理する。
- 2 年間の報酬助成の総額が納付された受任会費の総額を超える場合、不足分を受任会費繰越金から支出することができる。**ただし、事務費用を除く受任会費の総額と受任会費繰越金の合計金額を超える報酬助成をすることはできない。**
 - 3 本会費の収支について、理事会に報告するとともに、ぱあとなあ千葉全体会およびぱあとなあ千葉ニュース等で登録員に報告しなければならない。

（改廃）

第7条 この規程を改廃するときには、理事会の承認を経なければならない。

附 則

（施行期日）

この規程は、制定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

以上

権利擁護センターぱあとなあ千葉 報酬助成に関する**規程**（案）

＜制定＞令和2年4月1日

（目 的）

第1条 本**規程**は、**一般社団法人千葉県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ千葉」運営規程（規程第21号、以下「運営規程」という。）**第15条に定められている報酬助成につき、その実施手続きに関する具体的な事柄を定めることを目的とする。

（助成の対象）

第2条 **報酬助成を受けることができる案件（運営規程第15条の「やむを得ない事情」に該当する案件）は、以下の各号の合計額が年額150,000円未満となった案件。**

- ① **被成年後見人等の本人から受領できる報酬額**
- ② **当該自治体の実施する成年後見制度利用支援事業に基づく報酬助成額**
- ③ **その他の団体等からの報酬助成額**

（助成の条件）

第3条 報酬助成を受けるためには、以下のすべての項目を満たすこと。

- 1) 家庭裁判所による報酬付与審判が決定されていること。
- 2) 当該案件について、過去1年以内に活動報告書（新規、定期、終了）が提出されていること。
- 3) **家庭裁判所の報酬付与審判の報酬額が15万円以上の場合**、家庭裁判所への当該報酬付与審判申立時の被後見人等の資産が以下の通りであること。
居住用不動産を除く処分可能な財産（居住用以外の不動産、有価証券類、売却可能な動産類を含む）の総額が**450,000**万円未満であること。
- 4) 申請登録員が、千葉県社会福祉士会会費、名簿登録料および受任会費を未納していないこと。

（助成の金額）

第4条 助成できる金額は年額150,000円を上限とする。

- 2 被後見人等からの受領、自治体やその他団体の助成がある場合には、1項の上限金額からこれらの総額を除いた金額を上限とする。
- 3 当該報酬付与審判の期間が1年より長い又は短い場合は、期間の月数に応じて上限金額を換算する。なお、月数の端数はこれを切り捨てる。

（例えば、期間が「令和2年2月10日（就任の日）～令和3年3月31日」の場合は、期間が13ヶ月で、当期間の助成の上限金額は162,500円とする）

（助成の申請）

第5条 報酬助成の申請は、ぱあとなあ千葉報酬助成申請書（様式○）に以下の書類を添付して行うものとする。

- ① 家庭裁判所の発行した報酬付与審判書の謄本の写
- ② 家庭裁判所に提出した財産目録の写
- ③ 自治体からの報酬助成却下(決定)通知書の写（**家庭裁判所の報酬付与審判の報酬額が150,000万円未満で、報酬助成の上限額との差額のみ助成申請の場合は不要**）
- ④ 被後見人等の預貯金通帳の写(最新のもの全件)
- ⑤ 被後見人等およびその他の団体等から受領した場合は、その受領書(領収書)の写

(助成申請の期限)

第6条 助成の申請は、家庭裁判所による報酬付与審判の日から1年以内に行わなければならない。

(助成の決定)

第7条 報酬助成の可否および助成金額（以下、「助成金」については、ばあとなあ千葉運営委員会に設置する報酬助成審査会で審査し、運営委員会で決定する。

- 2 報酬助成の可否の決定については速やかに申請者に通知するとともに、助成可の場合には、助成金を申請者の指定した**申請者本人名義の**口座に振り込む。
- 3 報酬助成審査会は運営委員長が指名する運営委員3名で構成し、最大年4回開催する。

(**理事会への報告**)

第8条 **ばあとなあ千葉運営委員会は、年1回、1年間の報酬助成申請案件、審査結果・報酬助成の可否および助成金額について理事会に報告する。**

(助成金の返還)

第9条 助成金は、次の場合には全部または一部を返還しなければならない。

本制度の助成を受けた者が、助成を受けた当該案件に関し、後日何らかの事由により、被後見人等や自治体その他団体より、**家庭裁判所による報酬付与審判の報酬額の全部または一部を受領し、その金額の総額(助成金を含む)が、第4条1項に定める額を超えた場合、超過分(ただし、既受領助成金の範囲)をばあとなあ千葉に返還しなければならない。**

- 2 前項に該当する事由が生じた場合、登録員は速やかにばあとなあ千葉に報告し、ばあとなあ千葉が指定する方法で返金する。
- 3 ばあとなあ千葉運営委員会は、必要に応じて、既報酬助成案件について、当該登録員に対して、被後見人等の預貯金通帳等の提示を求めることができる。

(**改廃**)

第10条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

(**施行期日**)

- 1 この規程は、制定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

●市町村長 ●● ●● 殿

千葉県社会福祉士会

成年後見制度利用支援事業の整備拡充に関する要望書（案）

千葉県社会福祉士会では、権利擁護センターばあとなあ千葉を中心に、成年後見制度の適切な利用促進に取り組んでいます。貴市におかれましても、従来より成年後見制度の利用促進に取り組まれていること心強く感じております。

平成28年5月、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」といいます）が施行され、平成29年3月には、「促進法」に基づく成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」といいます）が閣議決定されました。この基本計画では、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする視点から、地域支援事業及び地域生活支援事業として各市町村で行われている成年後見制度利用支援事業（以下、「利用支援事業」）の整備・拡充を行なうことが望ましいとされています。

利用支援事業は、福祉サービスの提供方法が措置から契約に変わったことに伴い、経済的理由等で成年後見制度の利用を妨げられ、福祉サービスの提供等を受けるために必要な契約をすることができないといった事態を防ぐという目的で実施されているものです。しかし、利用支援事業に基づく費用（後見人等の報酬）の助成が十分でないため、経済的に困窮している高齢者や障がい者が、本来必要な成年後見制度を利用できないという事態が少なくありません。

このような状況を改善し、基本計画が目指す通りに、後見制度利用の必要な人が安心して利用できるよう、利用支援事業の一層の整備拡充を要望いたします。

なお、利用支援事業の整備拡充は、基本計画の趣旨からも、千葉県内54市町の全てで一定の水準以上となることが好ましいと考えております。従って、以下の要望事項の中には、貴市におかれましては既の実施されている内容も含まれている場合があるかと思えます。ご容赦いただきますようお願いいたします。

1. 報酬助成の対象を、市長長申立の案件に限定せず、本人や親族等による申立案件にも適用していただきたい。

千葉県内54市町のうち、利用支援事業に後見人等報酬の助成対象を「市長長申立案件に限定」している所が21市町あります。また、生活保護受給

者に限り、「市町長申立案件に限らない」としている市町もあります。（令和元年5月21日現在）

市町長申立が必要となるケースは、本人が判断能力の低下により自ら申立を行うことができず、加えて親族がいない、あるいは親族の協力が得られない事案であり、このことは本人の経済的状況とは何ら関係はありません。また、報酬助成を市町長申立に限定していることが、家族・親族による申立を阻害し、必要な人の制度利用を妨げている側面もあります。

この点、地域支援事業実施要綱において、利用支援事業が市町村長申立に限らず、本人申立て、親族申立等を契機とする場合も対象とすることができることが明らかにされております。また、基本計画においても、このことを踏まえた取扱いを検討することが望ましいとされています。

成年後見制度利用の必要な人すべてが、安心して制度を利用できる社会を作るため、地域支援事業実施要綱および基本計画に沿った報酬助成制度となるよう、報酬助成の対象を市町長申立以外の案件にも拡大されるよう、早急の対応を要望いたします。

2. 生活保護世帯や非課税世帯に限定することなく、課税世帯も含め「助成がなければ成年後見制度の利用が困難な方」へと拡大していただきたい。

私たち千葉県社会福祉士会の会員においても、課税世帯の方の受任案件であっても、結果として、無報酬・低報酬となっている案件も少なくありません。このような現状が続けば、成年後見制度を利用したくとも、経済的な理由で利用できない層を生み出すこととなり、誰もが等しく使える制度ではない結果となります。

そのため、利用支援事業の対象者を、課税世帯の方も含め「助成がなければ、制度の利用が困難な者」へと拡充していただくことを要望いたします。課税世帯の方でも、本人の貯蓄が少なく、それを後見人等の報酬に充ててしまうと手元現金が枯渇し、万が一の入院や死亡の際に備えられなくなるといった事態は避けなくてはなりません。

したがって、本人に不測の事態が生じても対応できるように、例えば、最低限の手持ち現金（概ね30万円程度）が残らないような場合には、課税世帯の方でも後見人等報酬への助成の対象とする等、柔軟に対応をしていただくよう要望いたします。

3. 報酬助成金額の上限を設けず、家庭裁判所の報酬付与審判額相当の助成をしていただきたい。

千葉県内全市町のうち、助成金額の上限を定めている市町は52にのぼります。その多くは、在宅者の場合2万8千円、その他は1万8千円となっています。

しかしながら、後見等業務の多寡は、在宅または施設等入所という環境のみに関連するものではなく、却って、市町長申立や財産の少ない案件などの方が、より業務量が多くなることがあります。

一方、最高裁判所においては、従来の資産を中心とした報酬算定から身上監護に重きを置いた報酬算定への見直しがすすめられています。このことは成年後見制度利用促進専門家会議でも取り上げられている所です。

報酬助成金額に上限を設けず、家庭裁判所の報酬付与審判額相当の助成をしていただき、専門職後見人や市民後見人が安心して受任できるような環境の整備を要望いたします。

3. 最後に

基本計画において、私たち千葉県社会福祉士会は、成年後見に関する他の専門職団体とともに、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応やチームの支援等の活動などに積極的な役割を果たすことが期待されています。

私たちは、これまで成年後見制度を必要とする高齢者や障害者の権利擁護に務めてきた立場から、誰もが安心して成年後見制度を利用できるように、今後も、地域の中で、各自治体や関係各団体と連携し、積極的に協力していきたいと考えています。

以上

法人後見事務執行者に対する報酬に関する提案（案）

ばあとなあ千葉運営委員会

2019年3月5日の法人後見監査委員会において、千葉県社会福祉士会が実施する法人後見は困難事例を対象としており、事務執行者（主担当者、副担当者）に対して、それに相応しい報酬を支給すべきである、との指摘、提案を頂いた。

これを受けて、ばあとなあ運営委員会は、当該案件の報酬付与審判額相当を、事務執行者の主担当者、副担当者に案分して、会としての報酬（手当）を支給するため、第3回理事会（令和元年7月28日）に、下記の法人後見に関する細則（規程）の改正案の承認を求めた。しかし、今後、法人後見の受任が増えた場合に、報酬付与審判額100%を報酬として事務執行者に支給すると、間接経費分の赤字が大きくなる等の理由から、却下との議決を受けた。

しかしながら、その後、ばあとなあ運営委員会では、当面、新たな法人後見は受任しないとの方向性を確認したため、現在受任中の1案件について、同細則第11条3項「・・・また、上記の報酬分与基準については、個別の事案の内容、状況によって変更することもありうるものとし、変更する場合には、理事会の承認を必要とする」に基づき、「報酬付与相当額全額のうち、80%を主担当者に支給し、20%を副担当者に支給することを提案する。

理事会の承認を求める次第である。

I 一般社団法人千葉県社会福祉士会法人後見の実施に関する細則

（規程第17号 平成24年10月28日制定）

第11条 2	本会の申し立てにより家庭裁判所が審判を下した本会への報酬は、その全額をいったん本会への収入として計上するものとする。事務執行者への報酬の分与は、下記の基準に従って行なわれるものとする。 ・事務執行者には本会が受け取る報酬全額の90パーセント相当額を分与することを原則とし、これを主担当者60パーセント、副担当者30パーセントの比率で分配するものとする。（たとえば、報酬額が月額20,000円の場合、主担当者12,000円、副担当者6,000円）
第11条 3	事務執行者への報酬の支払いは、本会が報酬額を受領した後に、事務執行者から本会への請求に基づき支払われるものとする。また、上記の報酬分与基準については、個別の事案の内容、状況によって変更することもありうるものとし、変更する場合には、理事会の承認を必要とする。

司法福祉委員会

【報告事項】

第4回司法福祉委員会

日時 2020年2月1日 12時00分～13時00分

参加者 7名（川上、吉田、越後谷、多田、小川、大浦）

1 概要

- ① 予算ヒアリング後の来年度予算について報告
 - ・書籍「刑事司法ソーシャルワークの実務」を公的機関に7冊寄贈
- ②メーリングリストを作成し、委員会内での情報提供を引き続き行う
- ③弁護士会の障害者支援制度研修で、チラシを配布

2 次期委員について（現8名）

- ・次期委員長について満場一致で1名の委員を選出、当人も快諾した
- ・マッチング支援担当（吉田、多田、松丸、大浦）
- ・学習会担当（越後谷、森脇、新庄、鉢金、渡辺（美））
- ・研修担当（小川、三代川、藤巻、保田、堀口、足立、安藤）
- ・認定機構・会計（川上）

3 「大人の文化祭」参加

- ・多田、小川
- （書籍の購入申込み、お菓子の無料配布、司法福祉パンフ展示等）

【報告事項】

学習会開催

日時 2020年2月1日(土)
場所 千葉県社会福祉士会 事務局会議室
講師 司法福祉委員会副委員長 川上鉄夫
議題 本人の更生支援と障害者総合支援法
参加者 9名

以上

2019年度 司法福祉全国研究集会
2019年度 司法福祉担当者意見交換会 報告書

表題につきまして、先日受講の研究集会及び意見交換会に関する報告を致します。

1. 名称 :①2019年度 司法福祉全国研究集会
地域福祉と刑事司法との連携～地域再犯防止推進モデル事業から政策提言を考える～
:②2019年度 司法福祉担当者意見交換会
司法領域におけるソーシャルワーカーの立ち位置～その価値と理念～
2. 会場 :①中央大学駿河台記念館(御茶ノ水)
:②損保会館(御茶ノ水)
3. 日時 :①2019年11月30日(土) 10:30～17:35
:②2019年12月1日(日) 10:00～15:00
4. 講師 :①法務省大臣官房秘書課 企画再犯防止推進室補佐官 岡本泰弘氏
特定非営利活動法人World Open Heart 理事長 阿部恭子氏
駿河台大学心理学部 教授 古曳牧人氏
武蔵野大学人間福祉学部社会福祉学科 准教授 木下大生氏
公益社団法人 福岡社会福祉士会 百枝孝恭氏
一般社団法人 奈良県社会福祉士会 西田利昭氏
公益社団法人 滋賀県社会福祉士会 中川英男氏
:②社会福祉法人地域の空 理事長 特定非営利活動法人地域の絆 代表理事 中島康晴氏
公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 山下康氏
5. 内容 :①行政報告「地域再犯防止推進計画」
講演「加害者家族支援の現状～地域における再犯防止に向けた取り組み～」
基調講演「地域福祉と刑事司法との連携」
シンポジウム「地域福祉と刑事司法との連携～都道府県における社会福祉士の取り組み～」
:②問題提起「価値と倫理に基づくソーシャルワーク実践」
実践報告「司法領域におけるソーシャルワーカーの立ち位置」
6. 習得事項及び感想

今回2日間にわたり、集会和意見交換会に川上さんと参加させていただきました。1日目の集会では、犯罪は減少しているが再犯者の割合が上昇している、という報告がありました。特別調整(1)や就労支援等の福祉的な支援により、犯罪件数は減少しているとのこと。罪を犯した人は「生きづらさ」を抱えている人が多く、刑事司法機関のみでは限界がある、福祉との連携支援が再犯防止につながるとのことでした。再犯防止を実施することによる地域社会への効果は「安心して暮らせる地域社会」「新たな被害者を出さない」「誰一人取り残さない」です。全国でもほとんど活動団体が無い「加害者家族支援」に取り組んでいる阿部氏の講演では、「家族は加害者ではない！」「権利は誰もが持っているものだが家族は権利を主張できない！」と訴えていました。日常生活が一変し、加害者以上に厳しい苦難を強いられる家族支援の必要さを痛感しました。

シンポジウムでは、滋賀県は「支援者支援」事業を立ち上げ、疲弊する支援者の支援を行っているという報告がありました。他の県では「支援者を育成したいが活動の場がない」「刑事司法手続きでの限られた場面や時間での介入の難しさ」「時間的制約における見立てや手立ての難しさ」が課題として挙げられていました。

2日目の意見交換会に参加されていたメンバーは、日本全国から集まった司法福祉を担当するそうそうたるメンバーでした。グループディスカッションでは「通常のセーフティーネットから外れている人を救い上げるのはソーシャルワーカー(SW)の役目」「ミクロの問題を拾い上げそれを他分野、他機関を巻き込んで行政に訴えるのがSW」といった意見が出ました。参加者の中には、「日ごろ地域の安全のためにパトロールしているお巡りさんのように、SWも地域の問題や困っている人を見つけるためのパトロールが必要ではないか」と半分冗談交じりで発言している方もいて、私講師や参加者からの意見を意識しながら、今後の司法福祉、そしてソーシャルワーカーとしてのスキルを高めていきたいと思えます。

以上(小川知美)

※(1)「特別調整」:①高齢または身体・知的・もしくは精神障害がある、②釈放後の居住がない、③福祉サービスを受ける必要性がある、④円滑な社会復帰のため特別調整の対象と認められる、⑤特別調整を希望している、⑥個人情報の提供に同意している(以上①～⑥全ての要件を満たすものが対象)

【報告事項】

I. 委員会としての活動及び関係機関等との会議等について

日時	活動内容	出席者
2月12日 (経営者会館)	千葉県災害福祉ネットワーク協議会第2回準備会 (1) 千葉県 DWAT について (2) 基本協定書(案) について (3) 活動に必要な資機材について (4) 今後の取組・スケジュールについて	市原
2月21日	DWATワーキンググループ(第2回)	
3月8日 (日赤千葉県支部)	千葉県災害ボランティアセンター連絡会 ・災害ボランティアセンター活動の振返り	書面での意見照会
3月9日～13日 (調整中)	DWATワーキンググループ(第3回)	書面での意見照会
3月23日～30日 (調整中)	千葉県災害福祉ネットワーク協議会第3回準備会	
未定	基本協定書の締結について	

II. 「千葉県災害福祉広域支援ネットワーク」の構築について

(2月14日のお知らせを加筆修正)

「千葉県災害福祉広域支援ネットワーク」の構築(DWATの設置を含む。)が千葉県健康福祉部においてすすめられており、当会にも当該ネットワークへの参画について要請されることが見込まれたことから、その要請があった場合には当会としてそれに応じるることについて、1月26日の理事会においてご了解をいただいたところです。

しかしながら、理事会当日における説明が不足している旨のご指摘をいただき、また、その後の動きもありましたので、以下の通りご報告いたします。

1. 千葉県災害福祉広域支援ネットワーク構築の背景

災害時要配慮者(高齢者や障害者、子どものほか傷病者等)が災害時の避難所において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生ずることが指摘されてきたわけですが、それを受け、厚生労働省では、平成30年5月31日付社会援護局長通知「災害時の福祉支援体制の整備について」を各都道府県知事あてに発し、災害福祉支援ネットワークの構築、DWATの設置等を内容とする災害時の福祉支援体制の整備を求めています。

千葉県の今回の取り組みは、国の通知および他県における体制整備の動向を受けての対応と考え

られます。

なお、当会としては、本年度の事業計画において、これらの体制整備への協力を明記してあるところではあります。

(国の通知等については、メールに添付のPDF「DWAT 局長通知」及びPDF「災害福祉支援、ガイドラインの概要」をご覧ください。)

2. 富士通総研における研究事業

富士通総研では、国の委託を受けた研究事業において、平成30年3月「災害時の福祉支援体制の在り方と標準化に関する調査研究事業(報告書)」をまとめており、この報告書の内容が上記の国の通知に反映されています。

(報告書の内容は、メールに添付のPDF「富士通報告書」をご覧ください。)

3. 千葉県災害福祉広域支援ネットワーク協議会について

(1) DWAT の活度内容

- ・福祉避難所等への誘導
- ・災害時要配慮者へのアセスメント
- ・日常生活上の支援
- ・相談支援・避難所内の環境整備
- ・本部、県との連絡調整
- ・後続のチームへの引継ぎ
- ・被災市町村や避難所管理者との連携
- ・他職種との連携
- ・被災地域の社会福祉施設等との連携

(2) 千葉県 DWAT について

- ・1チーム3～5名、県内を9地域に区分、当面9チームを編成
- ・チーム員の職種：社会福祉士等の相談援助職や介護福祉士等の介護職などで編成
- ・派遣にあたっての派遣元団体、職場等との関係は引き続き検討

(3) 基本協定書の締結について

千葉県、県社協、関係団体等で基本協定書を締結する。

- ・チーム員の登録・編成、派遣・待機依頼・費用負担・情報交換、研修及び訓練等

(4) ネットワーク構築のスケジュールについて

①ワーキンググループ

第1回1月14日、第2回2月21日、第3回3月9日～13日

②準備会

第1回11月25日、第2回2月12日、第3回3月23日～30日

③協定締結式 3月下旬～4月上旬(年度内が好ましいとする意見あり)

(5) 千葉県災害福祉広域支援ネットワーク協議会への参加意向について

協議会への参加意向について、県から団体としての意思確認を求められていますが、本件については、1月26日の理事会においてご了解をいただいています。

については、「ネットワーク協議会の構成員となり、DWAT 活動に参加」する旨回答しました。

(当日配布資料：災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン(概要))

【理事会議事・承認依頼】

①2020 事業計画（案） 参照

- ・ 2020 年度(R2)事業計画（案）について、理事会の承認を求めます

②2020(R2) 収支予算書（案） 参照

- ・ 2020 年度(R2)収支予算書（案）について、理事会の承認を求めます

【理事会報告事項】

①税務署へ『消費税簡易課税制度選択届出手続』をすることを報告する

- ・ 原則として2期前の課税売上高が、1,000万円を超えると消費税の課税事業者となり、その課税売上高が、5,000万円以下である場合には、消費税の計算方法としては厳密な計算方法によらず簡易的な計算をすることができる

税務署へ『消費税簡易課税制度選択届出手続』の届出をすることにより、消費税の納付額の減額が見込める（250,000円超の減額見込み）

『国税庁 HP: [手続名] 消費税簡易課税制度選択届出手続』

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/1461_13.htm

『国税庁 HP:No. 6505 簡易課税制度』

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6505.htm>

『国税庁 HP:No. 6509 簡易課税制度の事業区分』

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6509.htm>

- ・ 事業のほとんどは、原則として第5種事業に該当するため、消費税の簡易課税の計算方法は、売上に対する50%（5種）のみなし課税仕入率を適用することになり、受託事業が占める割合の多い現在の社会福祉士会の場合（「簡易課税」の計算方法の場合、多くの利益が見込まれている場合や消費税の課税仕入とならない「給与手当」（人件費）の支給割合が多い）は、消費税の納付計算に際して「有利」となる

また、この「簡易課税制度」を選択した場合には、選択後は「受託事業」の中止の有無に関わらず、2年間の強制適用がされる（受託事業の中止などにより課税売上高が少なくない場合や設備投資などの本来の支出額（課税仕入額）が多い場合も、みなし仕入率の50%で計算しなければならない）

その後の事業計画を考慮に入れて、この計算方法の選択をしていく必要があるが、現状の売上高であれば、「簡易課税制度」を選択適用することで、納付額の減税が見込めることから、税務署への届出書を提出することとした

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 2020年2月1日～2020年3月13日

【活動報告】

- 2月 1日(土) 福祉と司法キャラバン(習志野)参加
- 2日(日) 社会福祉士試験会場宣伝
- 6日(木) 3団体研修打合せ
倫理委員会意見聴取
- 7日(金) 千葉県総合支援協議会権利擁護部会
千葉 SSS 打合せ
- 11日(火) 3団体研修
- 13日(木) 司法と福祉の千葉県連絡会
- 14日(金) 事務局職員面談
- 15日(土) 社会福祉士会関東甲信越ブロック会議参加
- 19日(水) 法人後見内部監査
- 21日(金) 貧困問題懇談会
- 22日(土) 倫理事案申し渡し
- 3月1日(日) HIV 対応マニュアル作成会議
- 13日(金) 3役会

◇各種委員会等

【委員推薦】

- 2020年2月21日～2023年2月20日 船橋市
船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員 目黒 義昭氏
- 2020年2月21日～2023年2月20日 船橋市
船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議構成員 吉田 愛子氏
- 2020年4月1日～2023年3月31日 八千代市
八千代市介護認定審査会委員 中山 敏子氏、三橋 俊一氏、吉原 比呂美氏、市川 澄子氏
- 2020年2月1日～2022年1月31日 いすみ市社会福祉協議会
法人後見事業運営委員 北山 静香氏
- 2020年4月1日～2023年3月31日 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 千葉県総合支援協議会
(第七次千葉県障害者計画策定推進本部会)権利擁護専門部会委員 渋沢 茂会長
- 2020年4月1日～2022年3月31日 君津市 君津市いじめ調査委員会 武田 由美氏
- 2020年4月1日～2022年3月31日 松戸市 松戸市介護保険運営協議会委員 宮本 哲男氏

【講師派遣】

- ~~開催中止~~⇒2020年2月29日(土)、3月1日(日) 山武市社会福祉協議会
市民後見人養成講座フォローアップ研修 講師 小川 晴雄氏、古澤 肇氏

【後援・協賛】

- ~~開催中止~~⇒1月31日(金)千葉県地域生活支援事業所協議会
「第4回だれもが住みやすい街づくりフォーラム from 千葉」後援依頼取下げ

- 2020年2月15日(土) 社会福祉法人 大成会 (不二学園)
「第36回自閉症基礎研修」、「第11回事例検討グループワーク」 後援

◇その他の活動

- 2020年2月12日(水) 千葉県健康福祉指導課
千葉県災害福祉広域支援ネットワーク協議会第2回準備会 市原 久夫氏出席
- 2020年2月21日(金) 介護労働安定センター 介護労働懇談会 常陸谷 政彦副会長出席(会長代理)
- 書面開催へ変更⇒2020年3月8日(日)
千葉県健康福祉部健康づくり支援課 千葉地域リハビリテーション広域支援センター
第2回千葉地域リハビリテーション連絡協議会 岡本 武志氏出席予定
- 書面開催へ変更⇒2020年3月8日(日) 千葉県社会福祉協議会 千葉県災害ボランティアセンター
千葉県災害VC運営に関する振り返り会 市原 久夫氏出席予定
- 2020年3月9日(月) 千葉県 千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業
千葉市高齢者虐待マニュアルQ&A 竹嶋 信洋氏出席
- 開催中止⇒2020年3月8日(日) 日本社会福祉士会(東京社会福祉士会)
関東甲信越ブロック災害連携会議 市原 久夫氏出席予定
- 開催中止⇒2020年3月15日(日) 淑徳大学
総合福祉学科・コミュニティ政策学科 大学院総合福祉研修科学学位記授与式
- 開催中止⇒2020年3月16日(月) 市川市 障害者支援課、介護福祉課
市川市審判請求対象者検討会 吉田 愛子氏出席予定
- 開催中止⇒2020年3月18日(水) 千葉県 千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業 事例検討会
須田 仁氏、朽名 高子氏、宮間 恵美子氏、平野 香氏、田中 悦子氏出席予定
- 開催中止⇒2020年3月21日(土) 日本社会福祉士会 日本社会福祉士会2019年度臨時総会
- 書面開催へ変更⇒2020年3月23日(月) 千葉県 健康福祉指導課
第12回千葉県福祉人材確保・定着推進協議会 四ノ宮 章 副会長出席予定(会長代理)
- 開催中止⇒2020年3月25日(水) 千葉県社会福祉協議会
令和元年度千葉県後見支援センター関係機関連絡会議 小川 晴雄氏出席予定
- 書面開催へ変更⇒2020年3月27日(金) 千葉県社会福祉協議会
令和元年度第4回理事会 渋沢 茂会長出席予定
- 開催中止⇒ 千葉県介護保険関係団体協議会
千葉県介護保険関係団体協議会総会及び第2回幹事会

**** 会員情報 ****

3月13日現在正会員:1,510名 (新入会:1名、転入:1名、退会:4名、転出1名、喪失2名)
準会員6名、賛助会員2名